

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第4回 憲法と人権の限界 (1)

1. 法人の人権

- ・ 法人にも、性質上可能な限り人権が保障される（八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁））。
- ・ 法人は、自然人とは異なり肉体を有しないので、一定の人身の自由、社会権や参政権などが保障されない。その他の人権については、法人の固有の性格と矛盾しない範囲内で保障される。

2. 外国人の人権

- ・ 外国人にも、性質上可能な限り人権が保障される（マククリーン事件最高裁判決（最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁））。
- ・ 外国人には、出国の自由は保障される（最大判昭和32年12月25日刑集11巻14号3377頁）が、入国の自由は、国際慣習法上、当然には保障されない（最大判昭和32年6月19日刑集11巻6号1663頁）。再入国の自由も保障されない（森川キャサリーン事件最高裁判決（最判平成4年11月16日集民166号575頁））。
- ・ 社会保障はその人の帰属する国の政府の責任で行うべきであるから、外国人には、生存権などの社会権は保障されない（なお、塩見訴訟最高裁判決（最判平成元年3月2日判時1363号69頁））。

【宿題】定住外国人選挙権訴訟最高裁判決（I-3）及び東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決（I-4）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q4 人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 会社が、国民と同様、特定の政党の政策を支持又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとしても、政治資金の寄附は政治の動向に影響を与えることがあるから、会社の政治資金の寄附は国民による寄附と別異に扱わなければならない。
 - イ. 税理士会は公益法人であり、また、その会員である税理士に実質的に脱退の自由が認められないから、税理士会がする政治資金規正法上の政治団体に対する政治献金は、それが税理士法改正に関わるものであったとしても、税理士会の目的の範囲外の行為と解される。
 - ウ. 出国の自由は外国人にも保障されるが、再入国する自由については、憲法第22条第2項に基づき、我が国に生活の本拠を持つ外国人に限り、我が国の利益を著しく、かつ、直接に害することのない場合にのみ認められる。